

令和3年3月13日
検討委員会
浅川清流環境組合 公表基準（案）
浅川清流環境組合

令和 年 月 日制定

本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「組合」という。）において、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。

1. 公表の対象

本基準で定める公表対象の情報は、可燃ごみ処理施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。

2. 公表の基準

以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。

- (1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合
- (2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合
- (3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合
- (4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合
- (5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合
- (6) 組合に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合
- (7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合
- (8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合
- (9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合
- (10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合
- (11) その他、管理者が必要と認めた場合

3. 公表内容

公表するものにあっては、以下の内容とする。

- (1) 概要（日時、状況、経過等）
- (2) 原因の考察と改善策
- (3) その他、必要と思われる事項

4. 公表の方法

公表するものにあっては、原則、以下の方法によるものとする。

- (1) クリーンセンター連絡協議会への通知
- (2) 地元自治会への通知
- (3) 組合ホームページへの掲載
- (4) 組合ニュース等への掲載

5. 公表の時期

公表するものにあっては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。

6. 公表に当たっての留意事項

公表を行う場合は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など、公表することが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

7. その他

この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。